

評価方法

・実技演習評価

カリキュラム（22）「総合生活支援技術演習」の時間において、介護技術の習得度の評価のため、**実技演習**を実施します。

「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次のカリキュラム（12～20）について、**総合的な技術の習得度**の評価を行います。

- (12) 生活と家事
- (13) 快適な居住環境と介護
- (14) 整容に 関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (15) 移動・移乗に 関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (16) 食事に 関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (17) 入浴、清潔保持に 関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (18) 排泄に 関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (19) 睡眠に 関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
- (20) 死にゆく人に 関連したこころとからだのしくみと終末期介護

（評価担当者）： カリキュラム（22）の講師

（評価基準）

評価は、**高齢（片麻痺・認知症）**の2事例について

各10項目、計20項目の習得度を評価します。

その結果、2事例とも、A及びBを一定レベルを超えているものとします。

C評価を受けた項目について、「補講」を実施し、**再度**習得度合い評価を行います。

（介護技術習得度合いの評価区分）

A：基本的な介護（介助）が的確にできる

B：基本的な介護（介助）が概ねできる

C：技術が不十分

・**修了評価**については、**筆記試験**により行います。

（修了評価の評価担当者）： 堀 寛

（出題について）

択一式 出題数 32問 制限時間 60分

（認定基準）

32問中24問以上「正答」で認定基準を超えているものとします。

（認定基準を超えない場合）

修了評価の為の筆記試験において認定基準を超えない場合は、速やかに補講を実施し、**基準に達するまで再度評価**を行います。